



子育てに関する 各種手当をご存じですか？

▶問い合わせ こども家庭グループ (☎④1223)

児童手当

対象 中学校卒業前の子どもを養育している方
手当月額 3歳未満…15,000円、3歳から小学校卒業までの第1子・第2子…10,000円、3歳から小学校卒業までの第3子以降…15,000円、中学生…10,000円
 ※第1子・第2子・第3子とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で何番目に当たるかを表したものです。
 ※所得が一定額以上の場合、子ども一人につき5,000円。

児童扶養手当

対象 父母の離婚などにより、父または母と生計を同一にしていない子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えるまで）、または、政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の方など
手当月額 43,160円
 ※第2子は10,190円、第3子以降は6,110円を加算。
 ※所得制限があります。
 ※障害基礎年金などを受給している方は、3月分から支給要件が一部緩和されています。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

特別児童扶養手当

対象 政令で定める障がいのある20歳未満の子どもを養育している方
手当月額 1級…52,500円、2級…34,970円
 ※所得制限があります。

災害遺児手当

対象 自然災害や交通事故などにより、父や母が死亡、または重度の障がい状態にある小・中学生を養育している方
手当月額 一人当たり10,000円



児童手当・特例給付の『現況届』を忘れずに

児童手当などを受給している方は、毎年『現況届』を提出する必要があります。該当する方には5月末に手続書類を送付していますので期間内に必ず提出してください。
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、同封の返信用封筒による郵送での提出にご協力ください。
 ※提出がない場合は6月分以降の手当が支給停止となりますのでご注意ください。
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、鷺別公民館などでの出張受付は行いません。
▶受付期間 6月1日(火)～30日(水)
 ※郵送の場合は6月30日(水)必着。
▶受付場所 こども家庭グループ (〒059-8701 中央町6丁目11・市役所1階7番窓口)

🦷6～7月の歯科救急医療🦷

| 日時 | 診療所・住所・電話 |
|--------------------|---|
| 6月6日(日) 9時～11時 | 山本歯科 室蘭市知利別町2丁目26-1 (☎④4722) |
| 6月13日(日) 9時～11時 | 三国ファミリー歯科 登別市美園町4丁目2-12 (☎⑥1111) |
| | 藤原眼科・歯科 伊達市梅本町5-1 (☎0142②5805) |
| 6月20日(日) 9時～11時 | ありじ歯科クリニック 室蘭市宮の森町4丁目22-39 (☎④5041) |
| 6月27日(日) 9時～11時 | いしい歯科 室蘭市東町2丁目22-6 (☎④3367) |
| 7月4日(日) 9時～11時 | いちはし歯科 室蘭市本輪西町3丁目6-13 (☎⑤4323) |

問い合わせ 室蘭歯科医師会 (☎④3522)

自然を満喫！ 夏のウォーキング教室



| 健康講話とウォーキング体験 | | |
|---------------------|---------------------|------------------------|
| キウシト湿原コース | 鷺別川コース | 鷺別川ショートコース |
| 日 時 | | |
| 7月13日(火) 10時～12時 | 7月16日(金) 10時～12時 | 7月16日(金) 10時～11時30分 |
| 集 合 場 所 | | |
| 市民活動センターのぼりん | 鷺別公民館 | |
| 対 象 | | |
| 国民健康保険に加入している方 | | 後期高齢者医療制度に加入している方 |
| 定 員 | | |
| 10人 (抽選) | 10人 (抽選) | 5人 (抽選) |

▶申し込み 6月25日(金)までに国民健康保険グループ (☎⑤1771)、健康長寿グループ (☎⑦1075)
 ※雨天の場合は屋内で開催します。

子育て世帯生活支援特別給付金

▶対象
 ①令和3年4月分の児童扶養手当受給者
 ②公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償など）を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方
 ※①の方には4月30日に支給済みです。
▶支給額 児童一人当たり一律50,000円
▶申請期限 令和4年2月28日(月)
 ※申請方法など、詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。
▶問い合わせ こども家庭グループ (☎④1223)

